様式第５（第10条関係）

定　期　報　告　書

　　　　　　　　殿

　　　　　 　　　　 年　　　　月　　　　 日

住　所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第48条の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　特定荷主の名称等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特定荷主番号 |  | | | | | |
| 事業者の名称 |  | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 | | | | | |
| 主たる事業 |  | | | | | |
| 主たる事業の細分類番号 |  |  |  |  | |  |
| 区分 | * 特定第一種荷主 | | | | * 特定第二種荷主 | |
| 物流統括管理者の  役職名・氏名 | 役職名  氏　名 | | | | | |
| 作成担当者  連絡先 | 所在地　〒  職名  氏名  電話番号（ 　 －　　　　　－　　　　　　）  メールアドレス | | | | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。

３　「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

４　「区分」の欄について、該当区分にチェックを入れること。

Ⅱ　運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

１　特定第一種荷主

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象項目 | 遵守状況 | | | |
| 運転者一人  当たりの一回の運送ごとの  貨物の重量の  増加に関する  措置 | ①　貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、運送の帰路における車両への貨物の積載その他の措置を講ずるために必要な時間を把握することその他の措置により、当該時間を確保すること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。 | | | |
|  | ②-1　貨物の量の平準化を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| ②-2　貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| ②-3　②-1及び2以外の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ④　①～③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送に関係する業務に係る各部門間の連携を促進すること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 運転者の  荷待ち時間の  短縮に関する  措置 | ①　停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 | | | |
| 実施状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　特定第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 運転者の  荷役等時間の  短縮に関する  措置 | ①　荷役等の効率化を図ること。 | | | |
|  | ①-1　パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を導入すること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で導入している * 大半の発注で導入している * 一部の発注で導入している * 導入していない * 該当なし | |
| ①-2　一貫パレチゼーションの実現のために標準仕様パレットその他の標準化された規格に適合するパレットを使用すること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で使用している * 大半の発注で使用している * 一部の発注で使用している * 使用していない * 該当なし | |
| ①-3　運転者の荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない * 該当なし | |
| ①-4　フォークリフトを適切に配置すること。 | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない * 該当なし | |
| ①-5　荷役等を行う人員を適切に配置すること。 | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| ①-6　①-1～5以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　検査の効率化を図ること。 | | | |
|  | ②-1　第二種荷主、倉庫業者又は貨物自動車運送事業者等に対して貨物に係る情報を事前に通知すること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| ②-2　検査を効率的に実施するための機械を導入すること。 | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | * 90％以上の施設で導入している * 50％以上90％未満の施設で導入している * 0％超50％未満の施設で導入している * 導入していない * 該当なし | |
| ②-3　②-1及び2以外の措置により、検査の効率化を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 実効性の確保 | ①　効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ④　特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理する施設における荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑤　物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑥　運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようにすること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑦　国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |

備考

１　特定第一種荷主は、各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置」の③及び「実効性の確保」の④は「特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答し、それ以外については「（特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）」旨の記載がない限り、「特定第一種荷主が管理する施設」及び「特定第一種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること。

２　「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。

３　「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

４　「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。

５　「検査」とは、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査をいう。

２　特定第二種荷主

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象項目 | 遵守状況 | | | |
| 運転者一人  当たりの一回の運送ごとの  貨物の重量の  増加に関する  措置 | ①　第一種荷主が「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置」の①～③に掲げる取組を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　①に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに関係する業務に係る各部門間の連携を促進すること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 運転者の  荷待ち時間の  短縮に関する  措置 | ①　停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 | | | |
| 実施状況の詳細  （特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　特定第二種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対する寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うことその他の措置により、当該者が管理する施設における貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全ての発注で実施している * 大半の発注で実施している * 一部の発注で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 運転者の  荷役等時間の  短縮に関する  措置 | ①　検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| その他の措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　荷役等の効率化を図ること。 | | | |
|  | ②-1　フォークリフトを適切に配置すること。 | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない * 該当なし | |
| ②-2　荷役等を行う人員を適切に配置すること。 | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| ②-3　②-1及び2以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。 | | |
| 実施状況の詳細 | * ほぼ全てで実施している * 大半で実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。 | | | |
| 各施設における状況の詳細  （特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。） | | * 90％以上の施設で実施している * 50％以上90％未満の施設で実施している * 0％超50％未満の施設で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| 実効性の確保 | ①　効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ②　従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ③　運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ④　特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者に対し、当該者が管理する施設における荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をするとともに、当該者から当該提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑤　物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑥　運送役務の内容その他の事情に応じた価格の設定をすることその他の措置により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようにすること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * ほぼ全てで実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |
| ⑦　国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。 | | | |
| 実施状況の詳細 | | * 実施している * 一部で実施している * 実施していない | |
| 具体的な措置の内容 |  |
| 実施していない理由 |  |

備考

１　特定第二種荷主は、各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置」の③及び「実効性の確保」の④は「特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答し、それ以外については「（特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。）」旨の記載がない限り、「特定第二種荷主が管理する施設」及び「特定第二種荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること。

２　「具体的な措置の内容」は補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。

３　「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

４　「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。

５　「検査」とは、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査をいう。

Ⅲ　Ⅱの他に実施した措置

１　特定第一種荷主

|  |  |
| --- | --- |
| 対象項目 | 措置の内容 |
| 運転者一人  当たりの一回の  運送ごとの  貨物の重量の  増加に関する  措置 |  |
| 運転者の  荷待ち時間の  短縮に関する  措置 |  |
| 運転者の  荷役等時間の  短縮に関する  措置 |  |

備考 特定第一種荷主は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

２　特定第二種荷主

|  |  |
| --- | --- |
| 対象項目 | 措置の内容 |
| 運転者一人  当たりの一回の  運送ごとの  貨物の重量の  増加に関する  措置 |  |
| 運転者の  荷待ち時間の  短縮に関する  措置 |  |
| 運転者の  荷役等時間の  短縮に関する  措置 |  |

備考 特定第二種荷主は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

Ⅳ　荷待ち時間等の状況等

１　荷待ち時間等の状況（特定第一種荷主）

１－１　荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

|  |  |
| --- | --- |
| 選定の種類 | 選定の考え方等について |
| 計測対象施設 | 自ら管理する施設の数： |
| 計測対象期間 |  |
| 計測対象運行 |  |

備考　荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設

・対象期間：四半期ごとに任意の連続した５営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）

・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

１－２　計測対象施設の一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 識別 | 施設の名称 | 施設の住所 | 計測手法  （任意） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

１－３　１回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 識別 | １回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間（分） | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|  | 荷待ち時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷役等時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷待ち時間等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 荷待ち時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷役等時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷待ち時間等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　１－２の「施設の名称」の欄には、１－１の「選定の考え方等について」において「計測対象施設」の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

２　１－２の「計測手法」の欄には以下①～⑤から該当する番号を選択して、記載すること（複数選択可）。

①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測

②受付簿等により計測

③計測要員による記録により計測

④トラックドライバー等からの情報提供により計測

⑤その他の手法により計測

３　１回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては計測対象施設ごとに月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における１回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間（付表１に記載の運行分を除く。）」を「連続して計測した期間における当該計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表１に記載の運行分を除く。）」で除すること。

４　荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「－」を記入すること。

５　各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を１－３にまとめて記載し、３にその旨を記載すること。

付表１　計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 識別 | 報告省略の理由 | 安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合おいては、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載すること。

①荷待ち時間等が１時間未満

②業界特性等の理由

２　荷待ち時間等の状況（特定第二種荷主）

２－１　荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

|  |  |
| --- | --- |
| 選定の種類 | 選定の考え方等について |
| 計測対象施設 | 自ら管理する施設の数： |
| 計測対象期間 |  |
| 計測対象運行 |  |

備考　荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設

・対象期間：四半期ごとに任意の連続した５営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）

・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

２－２　計測対象施設の一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 識別 | 施設の名称 | 施設の住所 | 計測手法  （任意） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２－３　１回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 識別 | １回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間（分） | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|  | 荷待ち時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷役等時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷待ち時間等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 荷待ち時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷役等時間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 荷待ち時間等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考

１　２－２の「施設の名称」の欄には、２－１の「選定の考え方等について」における「計測対象施設」の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

２　２－２の「計測手法」の箇所には以下①～⑤から該当する番号を選択して、記載すること（複数選択可）。

①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測

②受付簿等により計測

③計測要員による記録により計測

④トラックドライバー等からの情報提供により計測

⑤その他の手法により計測

３　１回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては計測対象施設ごとに月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における１回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間（付表２に記載の運行分を除く。）」を「連続して計測した期間における当該計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表２に記載の運行分を除く。）」で除すること。

４　荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「－」を記入すること。

５　各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を２－３にまとめて記載し、３にその旨を記載すること。

６　特定第二種荷主としての貨物の受渡しと特定連鎖化事業者として特定連鎖対象者に日時を指示する貨物の受渡しとを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を２－３にまとめて記載し、３にその旨を記載すること。

付表２　計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 識別 | 報告省略の理由 | 安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合おいては、「業界特性等を踏まえ荷役等の業務に要する時間が安全性又は衛生等の観点から短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載するものとする。

①荷待ち時間等が１時間未満

②業界特性等の理由

３　荷待ち時間等の状況に関する参考情報

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 参考情報 |
| 特定第一種荷主 |  |
| 特定第二種荷主 |  |

備考　当該特定荷主自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。  
また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

４　貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 寄託契約等締結先の名称 | 住所 | 荷待ち時間等の短縮に向けた連携状況 |
| 特定第一種荷主 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 特定第二種荷主 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

５　貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間等の状況に関する参考情報

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 参考情報 |
| 特定第一種荷主 |  |
| 特定第二種荷主 |  |